

国 営 保 第 13 号  
平成 21 年 7 月 28 日  
最終改定平成 22 年 3 月 31 日

各省各庁保全担当課長あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
保全指導室長

## 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成 17 年国土交通省告示第 551 号。以下「保全の基準」という。）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成 17 年 6 月 1 日国営管第 59 号、国営保第 11 号。以下「実施要領」という。）に基づき適正に行っているところである。

保全の基準は、所有又は賃借等の権利関係にかかわらず、全ての国家機関の建築物等に適用されるものである。今般、既存建築物を賃借等（建築物の一部を対象とする場合を含む。）した場合における実施要領の運用について、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、十分留意のうえ、遺漏のないよう措置されたい。また、貴管下の建築物等の管理者に対し周知されたい。

### 記

#### 1 「第 2 適用範囲」について

各省各庁の長は、建築物等の賃借等をした場合には、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全の基準で規定された支障がない状態であるように適正に保全するものとする。

また、当該賃借等部分に至るまでの通常利用すると想定される廊下、階段、昇降機等の経路、便所等の諸室についても、保全の基準で規定された支障がない状態であるように所有者等と協力して適正に保全がなされるよう努めるものとする。

#### 2 「第 3 保全の体制及び計画」について

各省各庁の長は、当該賃借等をした部分について「施設保全責任者」及び「保全担当者」を定めるものとし、賃借等に伴い行うこととなった中長期保全計画及び年度保全計画を作成することとする。

なお、所有者等との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全台帳を作成するものとする。

施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。

3 「第4 建築物等の使用の条件の遵守等」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法を定め、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

4 「第6 支障がない状態の確認」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認する。

確認にあたっては、定期に確認を行うよう努めるものとする。

5 「第7 大きな外力が作用した場合における確認」について

各省各庁の長は、建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、所有者等との合意のもとに責任の範囲を定め、協力して確認を行うほか、必要に応じ補強その他の措置について所有者等と協議するものとする。

6 「第8 適正な措置」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた必要な措置